

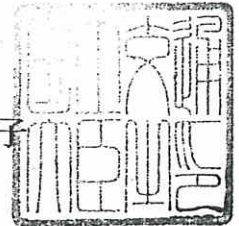


認 定 書

国住指第2212号
平成14年5月17日

社団法人石膏ボード工業会
会長 須藤永一郎 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第七号の二及び同法施行令第107条の2第二号(軒裏:45分間)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

QF045RS-9123

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

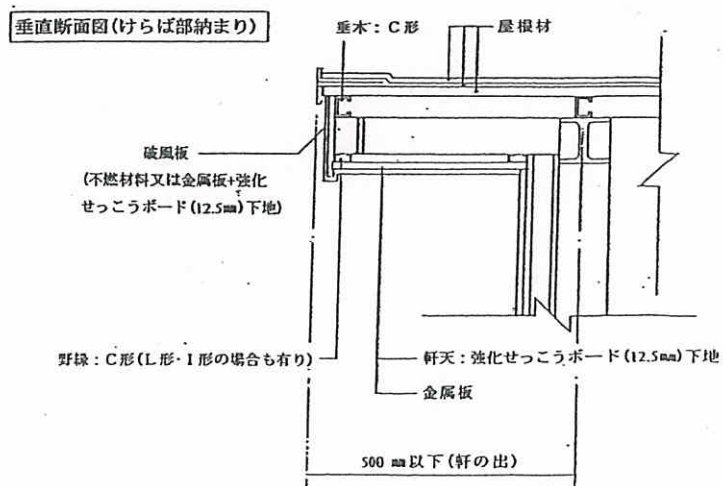
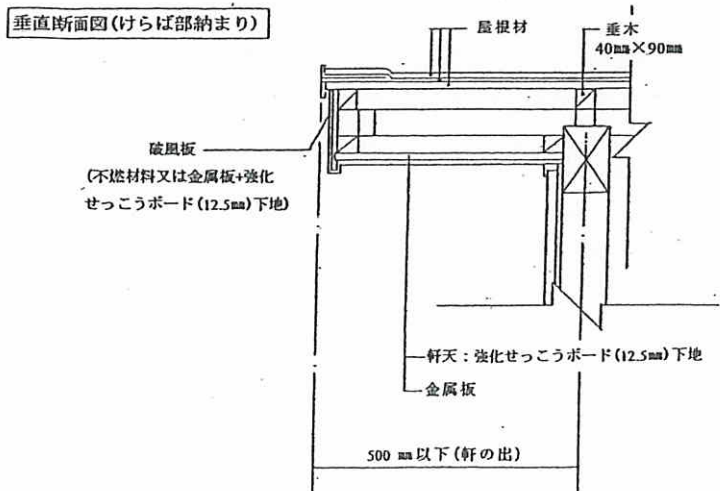
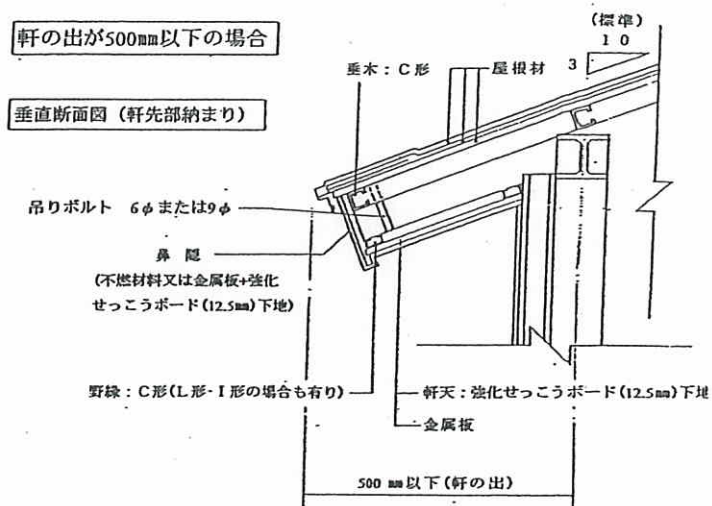
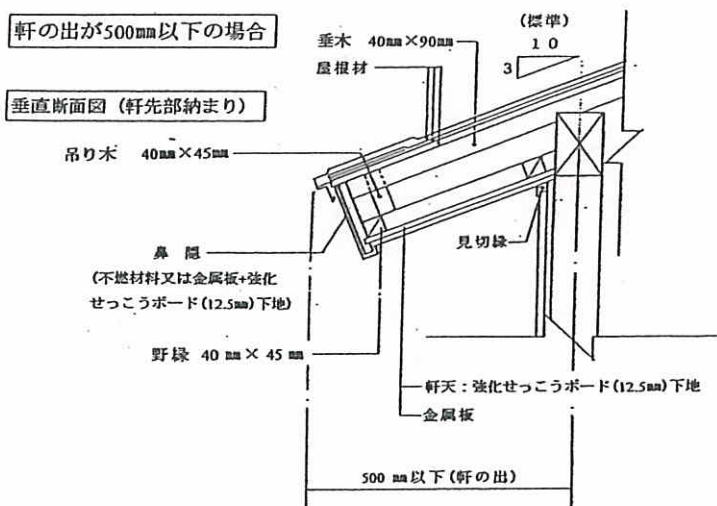
金属板・強化せっこうボード張/木造・鉄骨造軒裏

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

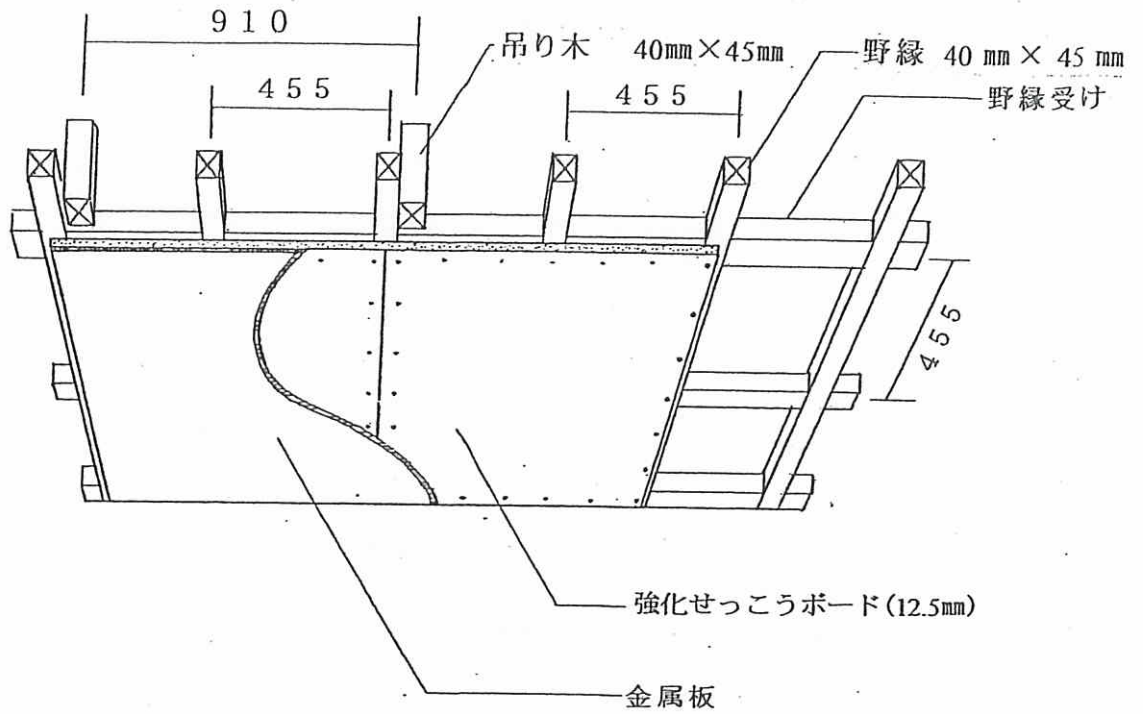
認定番号	QF045RS-9123	認定年月日：平成14年5月17日
品目名	金属板・強化せっこうボード張/ 木造・鉄骨造軒裏	申請者名：社団法人 石膏ボード工業会 東京都港区西新橋2-13-10 (吉野石膏虎ノ門ビル) TEL(03)3591-6774

1. 用途 軒裏
2. 試験機関名 建設省建築研究所
3. 構成説明図 (単位 mm)

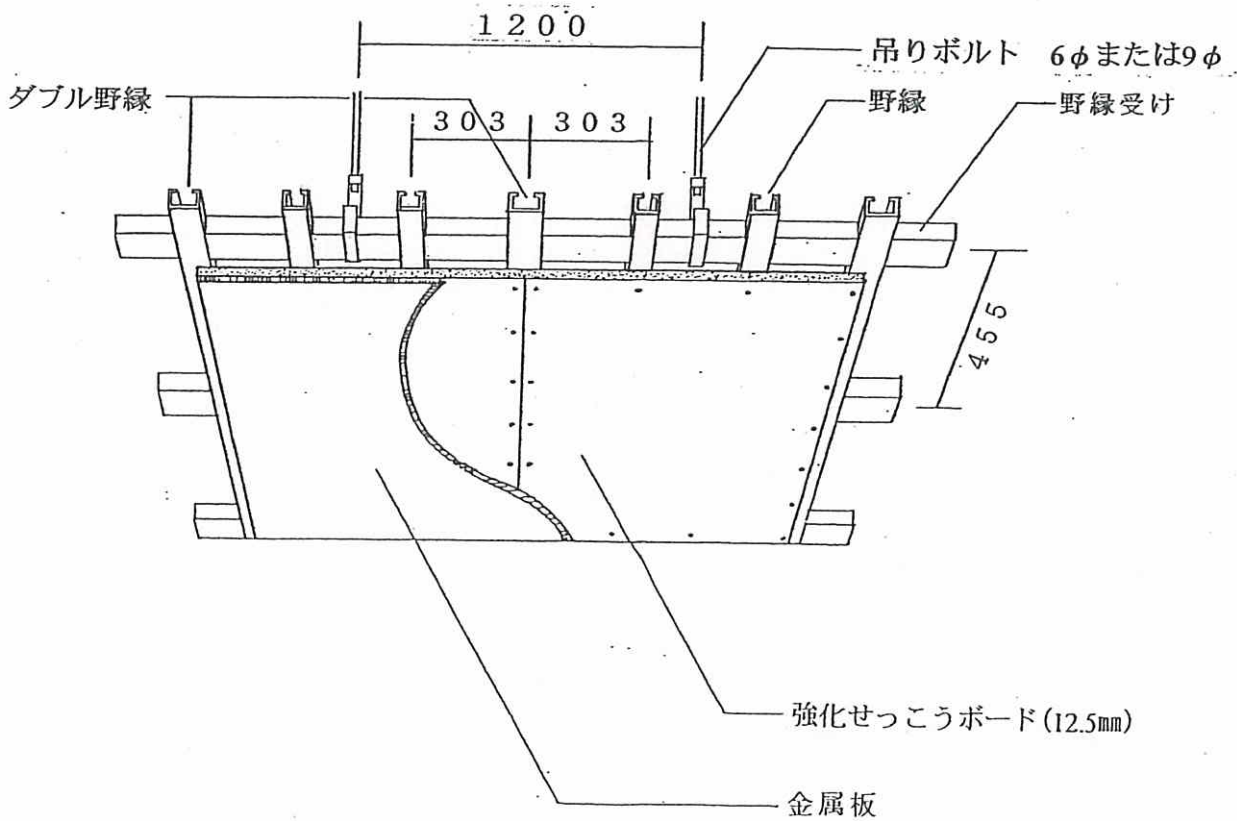


透視図

軒の出が500mm以下の場合

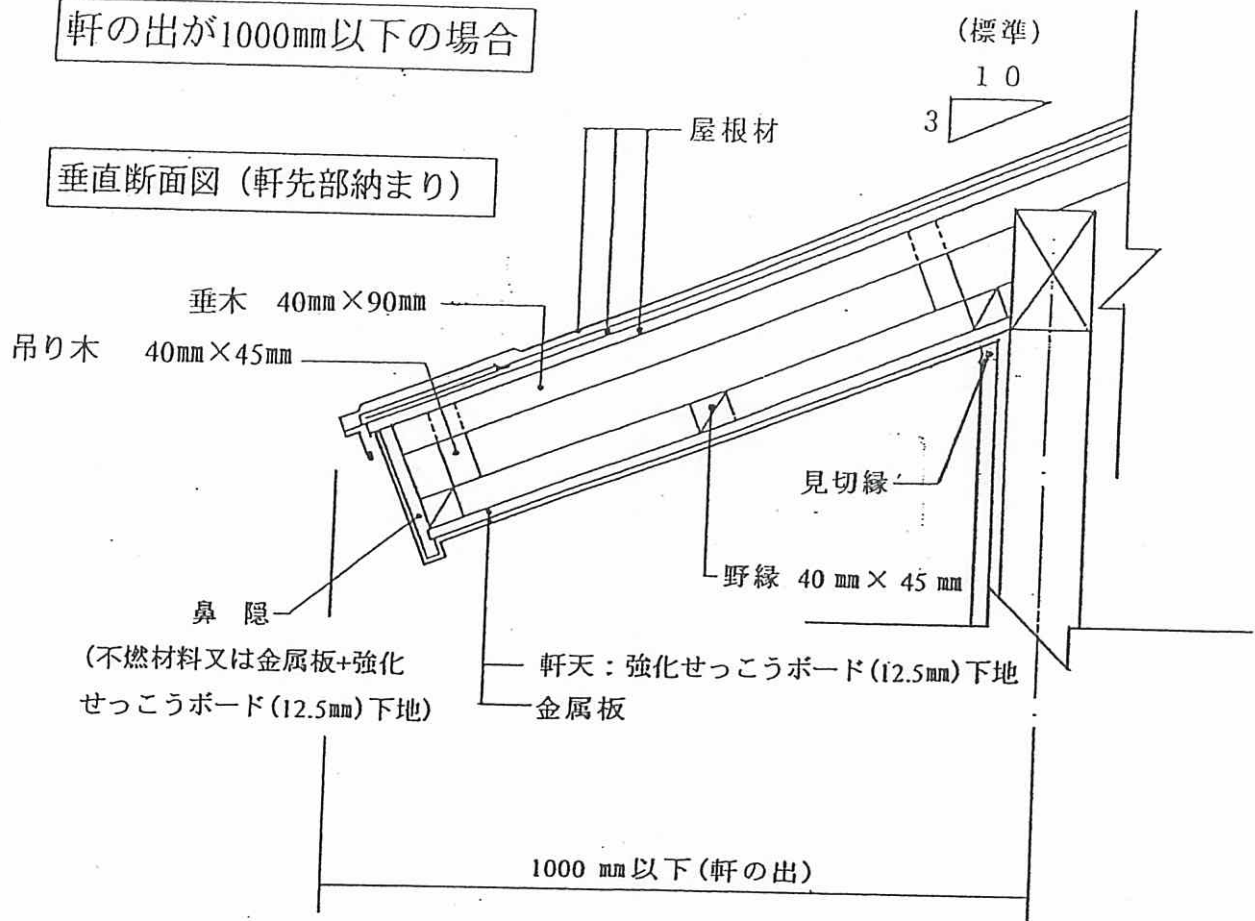


パネル等含む

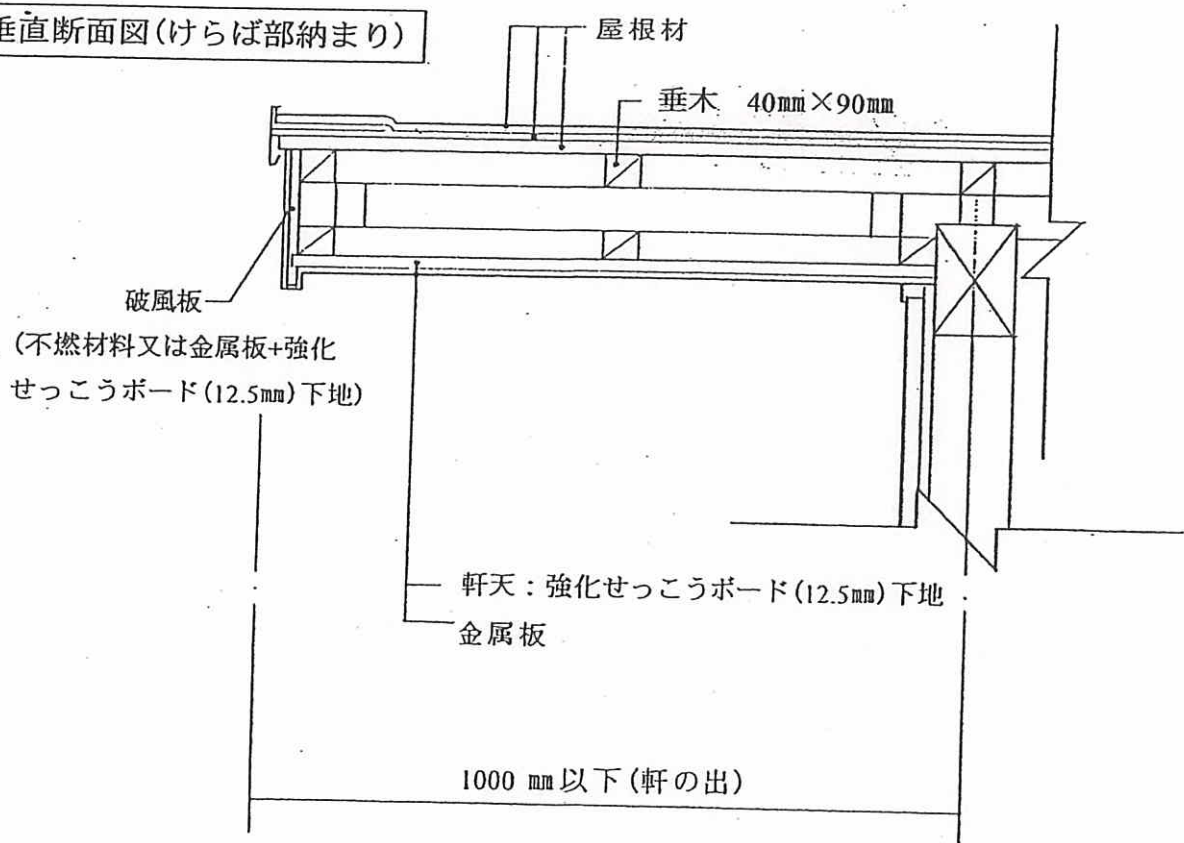


軒の出が1000mm以下の場合

垂直断面図 (軒先部納まり)

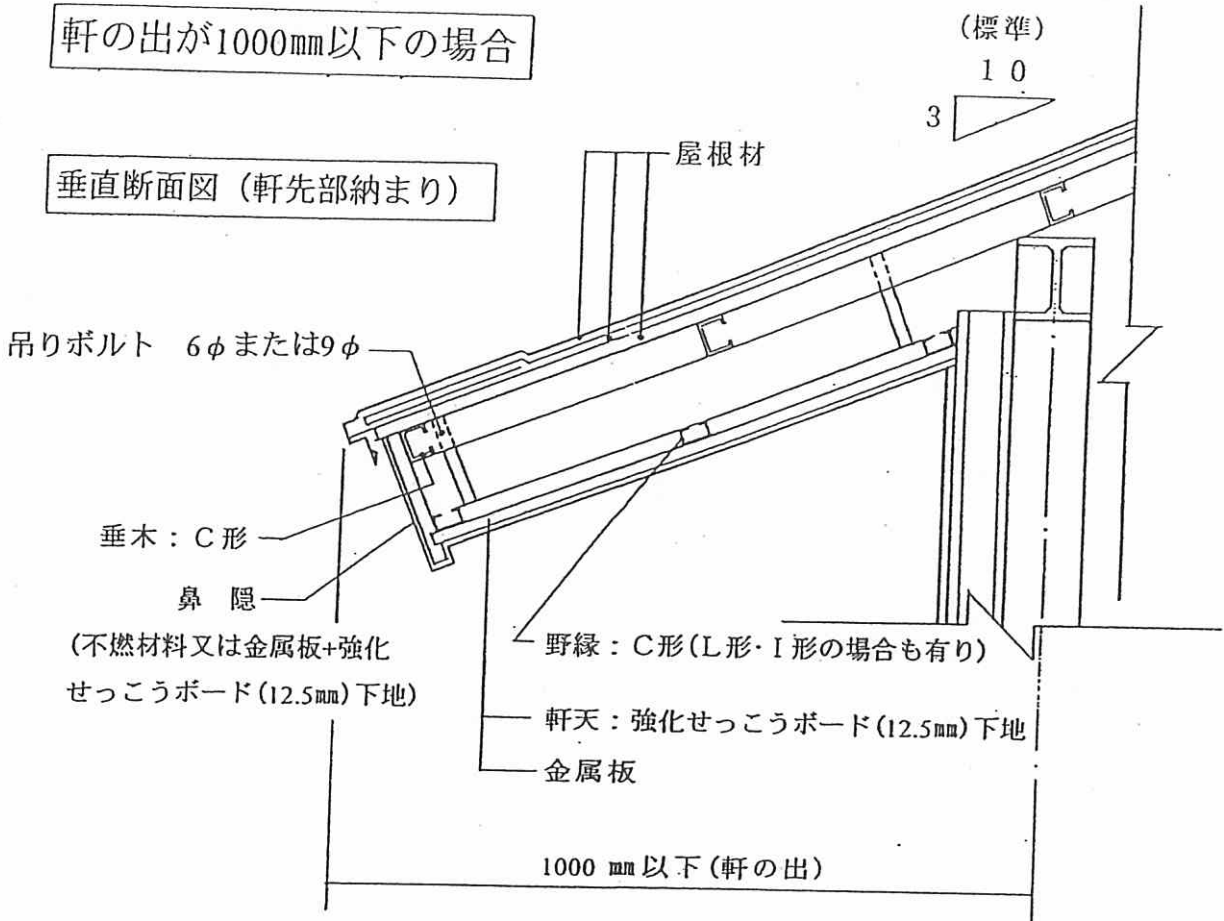


垂直断面図 (けらば部納まり)

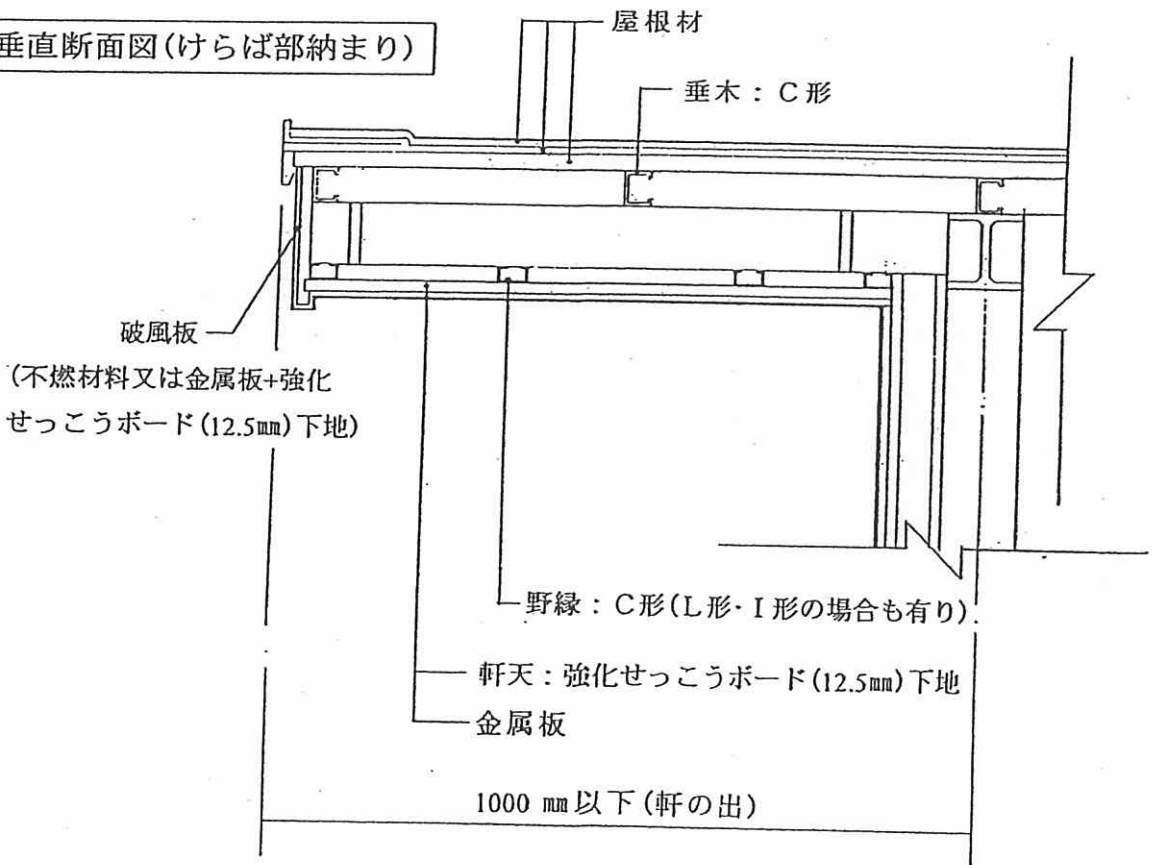


軒の出が1000mm以下の場合

垂直断面図 (軒先部納まり)

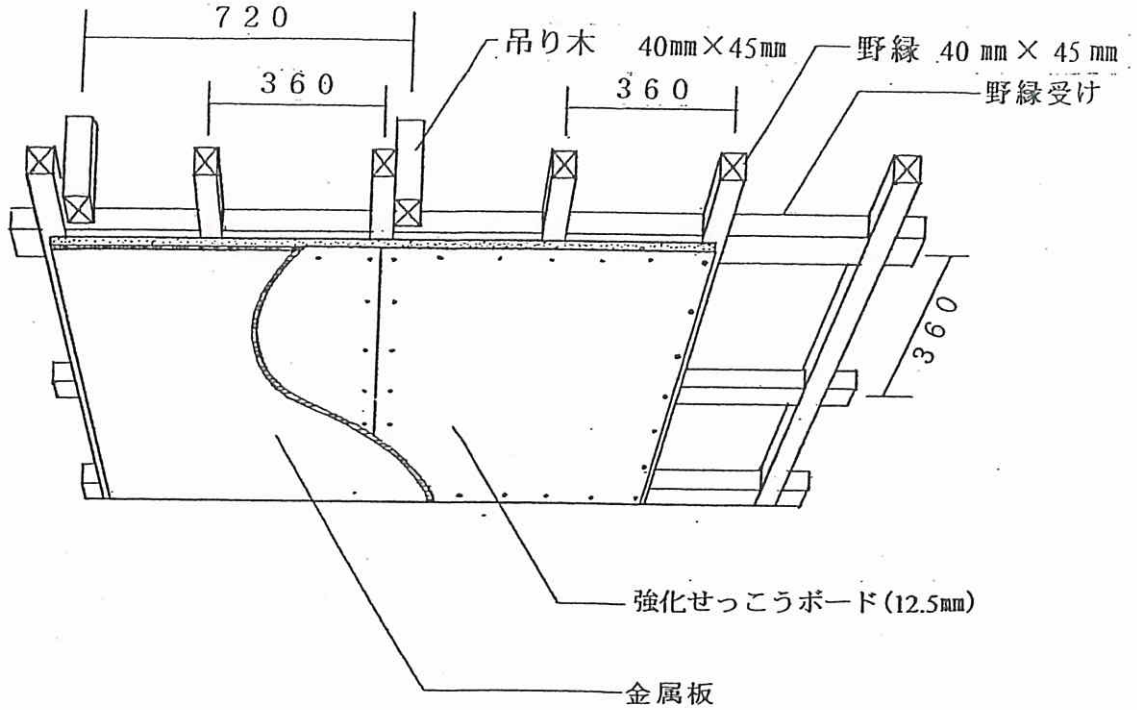


垂直断面図 (けらば部納まり)

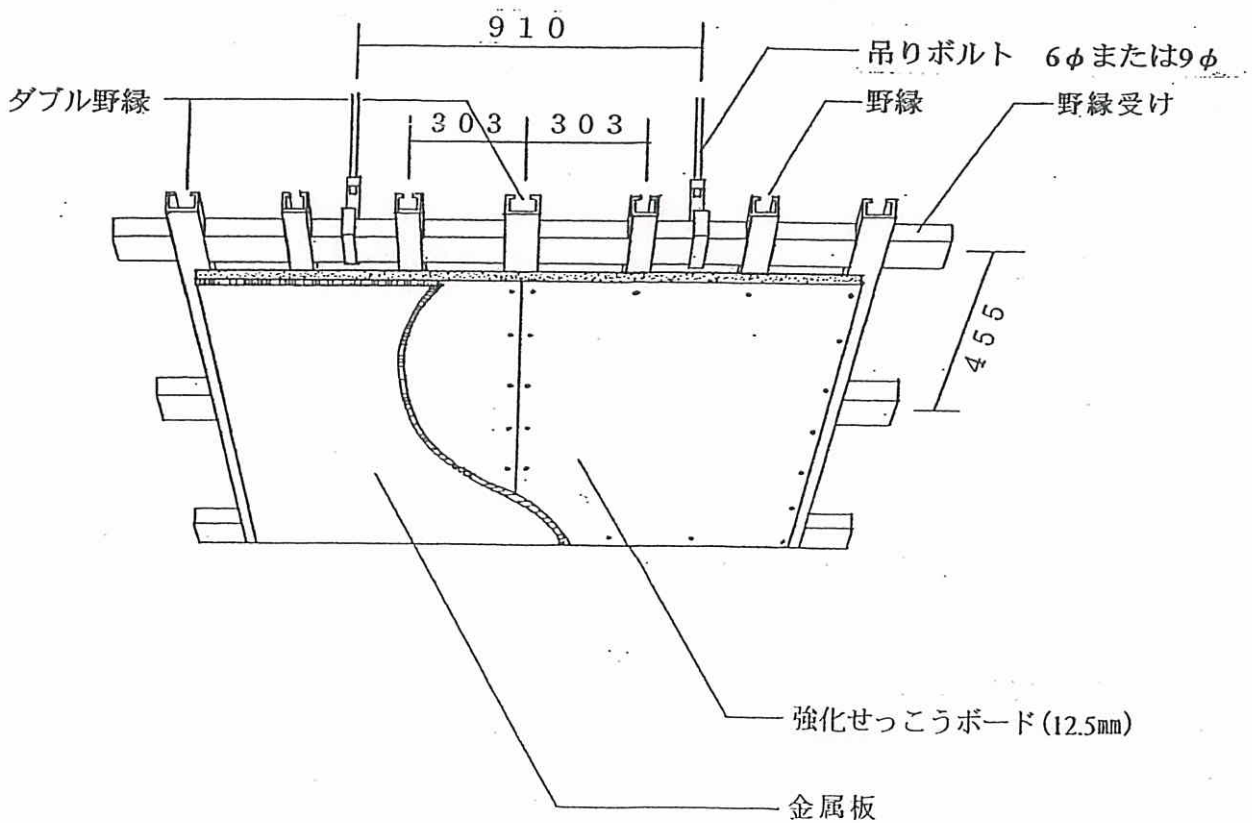


透 視 図

軒の出が1000mm以下の場合



パネル等含む



4. 材料等説明

4-1 主構成材料

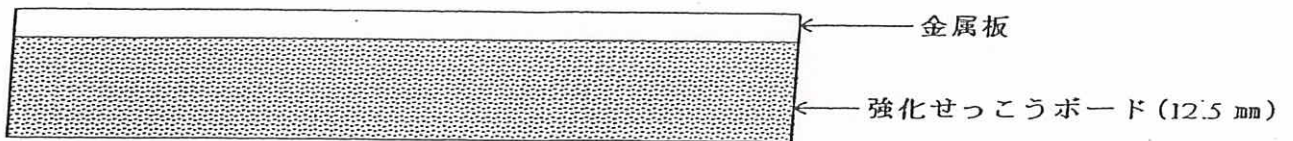
① 強化せっこうボード

項目	種類	
	GB-F (V)	GB-F (N)
国土交通大臣認定番号	NM-8615	
日本工業規格	JIS A 6901	
厚さ (mm)	12.5±0.5	
寸法 (mm)	606×1820 910×1820	606×2420 910×2420
	606×2730 910×2730	
	606×3030 1210×2420	
	(許容差: 幅 0、 -3 長さ +3、 0)	
形状	次の図の通り	
かさ比重	0.75 以上	
重量 (kg/m ²)	9.0 以上	
含水率 (%)	3.0 以下	
構成	GB-F (V)	GB-F (N)
①せっこう	95%以上	95%以上
②ガラス繊維	0.4%以上	0.4%以上
③ひる石	2.5%以上	2.5%以上
④ガラス網	—	あり (網目 5 mm角)

② 金属板

項目	亜鉛鉄板		
	塗装/亜鉛めっき鋼板	塩化ビニル樹脂フィルム張 /金属板	塗装ステンレス鋼板
国土交通大臣認定番号	NM-8697	NM-8674~8696	NM-8316~8326
日本工業規格	JIS G 3312	JIS K 6744	JIS G 3320
厚さ	0.27~1.6 mm	0.27~2.0 mm	0.30~0.80 mm
寸法	幅 610~1219 mm 長さ 1829~3658 mm	幅 610~1219 mm 長さ 1000~3000 mm	幅 610~1219 mm 長さ 1829~3658 mm
形状	次の図の通り	次の図の通り	次の図の通り
かさ比重	7.85 kg/mm ²	7.85 kg/mm ²	7.70~7.98 kg/mm ²
構成	亜鉛めっき鋼板 合成樹脂塗料	亜鉛めっき鋼板 塩ビ樹脂塗料	ステンレス鋼板 合成樹脂塗料

項目	種類	軽金属		
		アルミニウム	カラーアルミ	カラーアルミ S
国土交通大臣認定番号	不燃材		NM-8597	NM-8593
日本工業規格	JIS H 4000		JIS H 4001	JIS H 4001
厚さ	0.35~1.5 mm		0.5~1.5 mm	0.30~0.50 mm
寸法	幅 610~1600 mm	幅 610~1250 mm		幅 610~1250 mm
	長さ 1000~4000 mm	長さ 1000~4000 mm		長さ 1000~4000 mm
形状	次の図の通り	次の図の通り		次の図の通り
かさ比重	2.70 kg/mm ²	2.70 kg/mm ²		2.70 kg/mm ²
構成	アルミニウム アルミニウム合金	アルミニウム アルミニウム合金 合成樹脂塗料		アルミニウム アルミニウム合金 合成樹脂塗料



③ 下地

1) 木製下地

木製下地（軸組、桝組）は、日本農林規格(JAS)に適合するもの。又は、同等以上の性能を持ったものとする。

下地材の種類・寸法

単位：mm

部材の種類	寸法			
野縁	30×40	40×40	40×45	40×50
野縁受け	30×40	40×40	40×45	40×50
吊り木	30×40	40×40	40×45	40×50
吊りボルト	φ6、φ9			
吊り木受け	末口70の丸太			

(注) 吊りボルトは防せい処理を施したものとする。

2) 軽量鉄骨下地

軽量鉄骨は JIS G 3350 (一般構造用軽量形鋼)、鋼製下地材は JIS G 6517 (建築用鋼製下地材) に適合するもの。又は、同等以上の性能をもったものとする。

下地材の種類・寸法

単位：mm

種類	シングル野縁		ダブル野縁		野縁受け	
	記号	寸法	記号	寸法	記号	寸法
19形	CS-19	25×19×0.5	CW-19	50×19×0.5	CC-19	38×12×1.2
29形	CS-25	25×25×0.5	CW-25	50×25×0.5	CC-25	38×12×1.6

下地材付属金属の種類

単位：mm

付属金属	19形	25形
ハンガー	板厚 2.0 以上	
クリップ	板厚 0.6 以上	板厚 0.8 以上
野縁ジョイント	板厚 0.5 以上	
野縁受けジョイント	板厚 1.0 以上	
吊りボルト	転造ねじ、ねじ山 9.0 (円筒部径 8.1 以上)	
ボルト	高さ 7.7 以上	

(注) 野縁受けジョイントのバックアップ材の厚さは、0.8mm以上とする。

4-2 副構成材料

① くぎ

JIS A 5508 (くぎ) に適合するもの。又は、同等以上の性能をもったものとし、長さは 38.1 mm 以上のものとする。

② ドリリングタッピンねじ

JIS B 1125 (スクリュー) に適合するもの。又は、同等以上の性能をもったものとし、長さは 40 mm 以上のものとする。

③ ねじ

JIS B 1112 (十字穴つきねじ) に適合するもの。又は、同等以上の性能をもったものとし、長さは 40 mm 以上のものとする。

④ 接着剤

JIS A 5538 (壁・天井用ボード類接着剤) に適合するもの。又は、同等以上の性能をもったものとする。

⑤ 充填材

JIS A 5758 (建築用シーリング材) に適合するもの。又は、同等以上の性能をもったものとする。

⑥ 見切縁

不燃材料に適合するもの。又は、同等以上のものとする。

4-3 構造の適用範囲

① 木造・鉄骨造

5. 標準仕様

1) 軒の出が 500 mm 以下の場合

1-1 木造 (軸組) の場合

- (1) 軒裏下地の野縁は、40 mm×45 mm 以上の角材を約 455 mm 間隔に格子組とするが、小幅板を約 300 mm 間隔で一方向に流して下地を造る。
- (2) 吊り木は、40 mm×45 mm 以上の角材を間隔約 900 mm とし、吊り木受けに留める。
- (3) 鼻隠は垂木に留める。
- (4) 軒裏下地 (垂木、野縁) への GB-F の張り付けは、すき間なく、突き付け張りとする。
- (5) GB-F のくぎ留め間隔は、周辺部では 120 mm 以内とし、中間部では 150 mm 以内、へりより 10 mm 位内側とする。
- (6) スクリュー留めは、上記(5)に準ずる。
- (7) 金属板の GB-F への張り付けは、くぎ又はスクリュー及び接着剤との併用とする。接着剤の塗布量及び施工方法は、金属板メーカー及び接着剤メーカーの仕様による。
- (8) 構造躯体との取り合い部のすき間処理は、すき間充填材等を用い適切に処理する。

1-2 木造 (軸組) の場合 (けらば有り)

- (1) 軒裏下地については、1-1 (1) ~ (3) に準ずる。
- (2) 破風板を垂木に留める。
- (3) GB-F 張りについては、1-1 (4) ~ (6) に準ずる。
- (4) 金属板張りについては、1-1 (7) に準ずる。
- (5) 構造躯体との取り合い部のすき間処理については、1-1 (8) に準ずる。

1-3 木造 (杵組み) の場合

- (1) 軒裏下地の野縁は、30 mm×40 mm 以上の角材を 500 mm 以内の間隔で吊り木に留める。
- (2) 吊り木は、30 mm×40 mm 以上の角材を 1000 mm 以内の間隔とし、吊り木受けに留める。
- (3) 鼻隠を垂木に留める。
- (4) GB-F 張りについては、1-1 (4) ~ (6) に準ずる。
- (5) 金属板張りについては、1-1 (7) に準ずる。
- (6) 構造躯体との取り合い部のすき間処理については、1-1 (8) に準ずる。

1-4 木造 (杵組み) の場合 (けらば有り)

① けらばの出が 500 mm 以下の場合

- (1) 軒裏下地については、1-3 (1) ~ (3) に準ずる。
- (2) 破風板を垂木に留める。

- (3) GB-F 張りについては、1-1 (4) ~ (6) に準ずる。
- (4) 金属板張りについては、1-1 (7) に準ずる。
- (5) 構造躯体との取り付け部のすき間処理については、1-1 (8) に準ずる。

② けらばの出が 1000 mm 以下の場合

- (1) 軒裏下地については、1-3 (1) ~ (3) に準ずる。
- (2) 軒裏下地に腕木を留める。
- (3) 破風板を垂木に留める。
- (4) GB-F 張りについては、1-1 (4) ~ (6) に準ずる。
- (5) 金属板張りについては、1-1 (7) に準ずる。
- (6) 構造躯体との取り付け部のすき間処理については、1-1 (8) に準ずる。

1-5 鉄骨造の場合

- (1) 軒裏下地の野縁は、303 mm 間隔を標準とする。
- (2) 野縁は、野縁受けに直交してクリップを用いて留める。
- (3) GB-F の継目及び壁との取り付け部に用いる野縁は、ダブル野縁を用いる。
- (4) 野縁の野縁受けからのはね出しは、150 mm 以下とする。
- (5) 野縁の継手は、野縁受けから 150 mm 内外の位置で、互いに 1000 mm 以上ずらして千鳥に野縁ジョイントを用いて、ねじれ、目違いがないように固定する。
- (6) 構造躯体との取り付け部のすき間処理については、1-1 (8) に準ずる。

1-6 鉄骨造の場合 (けらば有り)

- (1) 軒裏下地については、1-5 (1)、(2) に準ずる。
- (2) GB-F 張りについては、1-5 (3) に準ずる。
- (3) 破風板を垂木に留める。
- (4) 野縁受け留めについては、1-5 (4)、(5) に準ずる。
- (5) 構造躯体との取り付け部のすき間処理については、1-1 (8) に準ずる。

2) 軒の出が 1000 mm 以下の場合

2-1 木造 (軸組) の場合

- (1) 軒裏下地の野縁は、40 mm × 45 mm 以上の角材を約 360 mm 間隔に格子組とするが、小幅板を約 300 mm 間隔で一方向に流して下地を造る。
- (2) 吊り木は、40 mm × 45 mm 以上の角材を間隔約 700 mm とし、吊り木受けに留める。
- (3) 鼻隠は垂木に留める。
- (4) 軒裏下地 (垂木、野縁) への GB-F の張り付けは、すき間なく、突け張りとする。
- (5) GB-F のくぎ留め間隔は、周辺部では 120 mm 以内とし、中間部では 150 mm 以内、へりより 10 mm 位内側とする。
- (6) スクリュー留めは、上記 (5) に準ずる。
- (7) 金属板の GB-F への張り付けは、くぎ又はスクリュー及び接着剤との併用とする。接着剤の塗布量及び施工方法は、金属板メーカー及び接着剤メーカーの仕様による。

(8) 構造躯体との取り合い部のすき間処理は、すき間充填材等を用い適切に処理する。

2-2 木造（軸組）の場合（けらば有り）

- (1) 軒裏下地については、2-1 (1)～(3) に準ずる。
- (2) 破風板を垂木に留める。
- (3) GB-F 張りについては、2-1 (4)～(6) に準ずる。
- (4) 金属板張りについては、2-1 (7) に準ずる。
- (5) 構造躯体との取り合い部のすき間処理については、2-1 (8) に準ずる。

2-3 木造（桝組み）の場合

- (1) 軒裏下地の野縁は、30 mm×40 mm以上の角材を 360 mm以内の間隔で吊り木に留める。
- (2) 吊り木は、30 mm×40 mm以上の角材を 720 mm以内の間隔とし、吊り木受けに留める。
- (3) 鼻隠を垂木に留める。
- (4) GB-F 張りについては、2-1 (4)～(6) に準ずる。
- (5) 金属板張りについては、2-1 (7) に準ずる。
- (6) 構造躯体との取り合い部のすき間処理については、2-1 (8) に準ずる。

2-4 木造（桝組み）の場合（けらば有り）

① けらばの出が 500 mm以下の場合

- (1) 軒裏下地については、2-3 (1)～(3) に準ずる。
- (2) 破風板を垂木に留める。
- (3) GB-F 張りについては、2-1 (4)～(6) に準ずる。
- (4) 金属板張りについては、2-1 (7) に準ずる。
- (5) 構造躯体との取り合い部のすき間処理については、2-1 (8) に準ずる。

② けらばの出が 1000 mm以下の場合

- (1) 軒裏下地については、2-3 (1)～(3) に準ずる。
- (2) 軒裏下地に腕木を留める。
- (3) 破風板を垂木に留める。
- (4) GB-F 張りについては、2-1 (4)～(6) に準ずる。
- (5) 金属板張りについては、2-1 (7) に準ずる。
- (6) 構造躯体との取り合い部のすき間処理については、2-1 (8) に準ずる。

2-5 鉄骨造の場合

- (1) 軒裏下地の野縁は、303 mm間隔を標準とする。
- (2) 野縁は、野縁受けに直交してクリップを用いて留める。
- (3) GB-F の継目及び壁との取り合い部に用いる野縁は、ダブル野縁を用いる。
- (4) 野縁の野縁受けからのはね出しは、150 mm以下とする。
- (5) 野縁の継手は、野縁受けから 150 mm内外の位置で、互いに 1000 mm以上ずらして千鳥に野縁ジョイントを用いて、ねじれ、目違いがないように固定する。
- (6) 構造躯体との取り合い部のすき間処理については、2-1 (8) に準ずる。

2-6 鉄骨造の場合（けらば有り）

- (1) 軒裏下地については、2-5 (1)、(2) に準ずる。
- (2) GB-F 張りについては、2-5 (3) に準ずる。
- (3) 破風板を垂木に留める。
- (4) 野縁受け留めについては、2-5 (4)、(5) に準ずる。
- (5) 構造躯体との取り合い部のすき間処理については、2-1 (8) に準ずる。

6. 付帯条件

なし